

# 緊急雇用対策および雇用の安定に関する要求と提言 に対する北海道の回答

## はじめに

米国発の金融危機による世界的不況は、我が国においても企業経営の急激な悪化をもたらし、派遣労働者等の解雇・雇止め、採用内定の取り消しなど深刻な雇用問題が発生しています。本道においても年度末を控えて一段と雇用不安が高まっており、雇用対策の強化が急がれています。

連合は雇用に関するワークルールの遵守、すべての労働者がセーフティネットの適用対象となるよう制度を改善し給付を拡充するなど、失業しても求職期間中は安心して暮らせる社会基盤の整備を求めています。雇用の維持・安定は、経済社会の健全な発展に不可欠であり、直面する緊急事態に対応するため、労使および行政の一層の連携が必要です。

北海道におかれましても、平成20年度を始期とし4年間で10万人の目標を掲げた「雇用創出基本計画（H20～23年度）」の前倒し実施や道債の削減計画の一時凍結を含めて政策資源を総動員し、本道の完全失業率を3%以内に抑制することを長期目標とし当面、2010年まで4%以下に抑制するよう雇用の維持・創出に全力をあげられますよう要請します。

## 要求と提言

### 1. 雇用の維持・安定について

(1) 道内の企業においても企業経営の取り巻く環境の大幅な変動を背景に、非正規労働者を中心とした雇止め、解雇が続出している。また、景気や業績の悪化を口実とし、あるいはそれに便乗した安易な解雇や採用内定取消が発生している。整理解雇に係わるワークルールの遵守するとともに、解雇による人員整理は最後の手段であり、労働時間の短縮、配置転換、一時帰休などの他の雇用調整の手段によって雇止めや解雇を回避するよう指導すること。

【回答】経済部雇用労政課

○ 昨年12月、厚生労働省から各都道府県労働局長あてに、「労働契約法や裁判例等に照らし不適切な取扱いが行われることのないよう、各種機会を利用して、事業主等に対し、労働契約法や裁判例等の周知を図り、適切な労務管理の必要性について啓発指導を行う」ことなどについて、通達されていると承知しております。

○ 道といたしましては、昨年12月、北海道労働局とともに経済団体に対して雇用の維持・安定に関する緊急要請を実施するとともに、「ものづくり企業」（道内91事業所）に雇用の維持・安定に関する知事要請文を送付しております。

また、企業に関係法令などの趣旨が十分に周知されることが重要と考えており、今後とも、国などと連携を図りながら、労働関係法令などの説明会を開催するなど、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○ 参 考

・ 「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」(平成20年12月9日付け厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長名都道府県労働局長あて通達)

・ 「労働者派遣契約の中途解除等への対応について」(平成20年12月10日付け厚生労働省労働基準局長及び職業安定局長名都道府県労働局長あて通達)

(2) 整理解雇の4要件を満たし、非正規労働者を止むなく雇止め、解雇する場合には、正規労働者に準じた退職諸条件を適用するよう徹底させること。

**【回答】経済部雇用労政課**

- 有期契約労働者等の非正規労働者については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」により、3回以上更新し、又は雇入れ日から起算して1年を超えて継続勤務している者に対して、更新しないこととしようとする場合には、少なくとも30日前までにその予告をしなければならないなどの規定があります。
- 道としましては、国と共催で「有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドライン」等についてのセミナーを開催するなど、関係法令の普及啓発に努めてきているところですが、今後とも、国などと連携を図りながら関係法令の普及啓発に努めてまいりたいと考えています。

(3) 労働者派遣法は、労働者の雇用の安定と権利保護、ならびに派遣先・派遣元の責任を明確にする次の視点で改正するよう、国に働きかけること。

- ① 登録型派遣は原則として禁止し、抜本的に見直すこととし、当面は専門26業務に絞り、非26業務は禁止する。また、日雇い派遣は禁止する。
- ② 無許可・無届事業者や許可基準を満たしていない事業者から受け入れた場合、派遣先が特定行為を行い、当該派遣労働者を受け入れた場合、偽装請負や禁止業務への派遣の場合は、派遣先での期間の定めのない直接雇用とみなす制度を設ける。
- ③ 社会・労働保険の加入は派遣元・派遣先の連帯責任とする。また、時間外労働、労働安全衛生、労災補償責任等について派遣元・派遣先の重複規定とする。

**【回答】経済部雇用労政課**

- 労働者派遣法の改正については、日雇派遣の原則禁止、派遣労働者の常用化や待遇の改善などを内容とする改正法案を先の臨時国会に提出したところであり、今通常国会において継続審議とされているものと承知しています。
- 道としては、派遣労働者の雇用の安定や安心して働ける環境の整備が図られることが、何より重要と考えており、国会における審議の状況を注意深く見守るとともに、引き続き、労働者派遣法や派遣労働者の雇用の安定のために派遣先が講ずべき措置を定めた指針などの周知を図ってまいりたいと考えています。

## 2. 離職者に対する支援について

(1) 雇用情勢の悪化に対応する緊急雇用対策を総合的に実施するため、北海道は緊急的な雇用創出事業の推進、離職者の生活や再就職支援、セーフティネットの拡充等に関して、関係機関・団体との連携を密にし必要な迅速かつ施策を強力に推進すること。

**【回答】経済部雇用労政課**

- 世界的な金融市場の混乱などにより、自動車などの輸出産業や関連する企業の生産、非正規労働者などの雇用への影響が見られるなど、道内の雇用情勢は、一段と厳しい状況に直面しているところ。
- 道としては、このような雇用情勢に対応するため、緊急に取り組む対策として、昨年12月22日の「北海道経済・雇用対策推進本部員会議」において決定した、離職者などの就職支援対策や、再就職に向けた生活支援対策などについて、迅速かつ着実な実施に努めている。
- さらに、国の二次補正への対応として、雇用機会の創出を支援する「ふるさと雇用再生特別交付金」や「緊急雇用創出事業」の効果的な活用について検討を進めているところ。
- しかしながら、国の二次補正に関する事業の実施までやや間があること、今後の雇用情勢についてはさらに厳しさが増すことが懸念されることなどから、道民の雇用への不安を少しでも和らげるため道としての「つなぎ」の雇用対策が必要であると判断し、行政需要として必要性の高い①道有

林における「みどりの雇用」や②伐木など河川環境の整備などの事業を実施して、雇い止めとなった非正規労働者などの臨時・応急的な雇用・就業機会の創出に取り組むこととしたところ。

- いずれにしても、今後の雇用情勢について、一層注意深く、その動向の把握に努めながら、関係機関などとの連携を密にし、厳しい雇用情勢に迅速かつ的確に対応していく考え。

(2) 国の2次補正や2009年度予算で措置される交付金により、雇用機会の創出を目的とする基金が造成される予定であることから、その活用方法については幅広く道民や労働関係団体・市町村の意見を反映し、北海道雇用創出推進会議や地方雇用創出推進会議において早急に実効ある施策を確立すること。併せて、基金の活用にあたっては、直接雇用も含めて雇用効果の高い事業の実施が可能となるよう、国に働きかけること。

#### 【回答】経済部雇用労政課

- 国では、地域求職者等を雇い入れて安定的な雇用機会を創出する「ふるさと雇用再生特別交付金」と、臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供する「緊急雇用創出事業交付金」を創設することとしているところ。
- いずれの交付金についても、地域内にニーズがあり、雇用や就業の機会の創出効果が高い事業の実施が求められており、地域の実情に応じた創意工夫ある事業が展開されるよう、市町村や関係機関との連携を図りながら、取り組んでまいりたい。
- また、本交付金を活用して、地域の多様かつ効果的な取組の実施が可能となるよう、必要に応じて、国に働きかけてまいる考え。

(3) 北海道および市町村は、地方自治体の直接雇用による雇用の創出に努力すること。

#### 【回答】総務部人事課、企画振興部市町村課、経済部雇用労政課

- 急速に景気が後退し、事業環境と雇用情勢の悪化が進み、求人数の減少が見られる中で、国の2次補正予算に係る雇用対策の実施までの間のつなぎの雇用対策として、行政需要として必要性の高い①道有林における「みどりの雇用」や②伐木など河川環境の整備などの事業を実施して、雇い止めとなった非正規労働者などの臨時・応急的な雇用・就業機会の創出に取り組むこととしたところですが、本道の雇用情勢の改善に向けては、民間主導の自立型経済構造への転換を図る産業施策と、雇用施策を両輪とし、地域の実情にあった雇用の創出、維持・安定を図られるよう、きめ細かに取り組むことが何より重要と考えているところです。(経済部)
- また、国においては今年度、「生活防衛のための緊急対策」として、年末年始等における離職者等の臨時的な雇用・就業機会を創出するための対策など、地方公共団体が緊急・臨時的に実施する離職者等の緊急雇用等のため必要と認められる対策等に要する経費に対し、特別交付税措置を講じることとしております。(企画振興部)
- 職員採用については、道財政の危機的状況の中、「職員数適正化計画」の改定をしたうえで、さらなる職員数の削減が求められていることから、今後とも、採用の抑制に努めていく必要はありますが、昨今の道内の厳しい雇用情勢には十分考慮しながら、今後一定程度の採用数の確保に努めて参りたい。(総務部)

(4) 解雇や雇い止めなどにより移転就職を余儀なくされた者やフリーター・派遣労働者等の住宅困窮者に対する住宅支援策として、公営住宅や道職員住宅のほか廃止決定され入居を停止している雇用促進住宅も含めて活用をはかること。また、入居してすぐに給湯や暖房が利用できるよう、住宅設備の点検・整備を実施すること。

#### 【回答】建設部住宅局住宅課、総務部職員厚生課、経済部雇用労政課

- 道では、離職者の方々が全道の道営住宅にスムーズに申し込めるよう各支庁に入居相談窓口を設置し、
  - ・道営住宅にかかる相談の実施
  - ・全道の道営住宅の公募状況についての情報提供

- ・全道の市町村営住宅担当窓口の紹介
- ・全国の公営住宅等の情報提供

などを行うとともにハローワークに対しても公営住宅担当部署の連絡先の一覧表の配付や空家状況などの情報提供を行いました。

また、道営住宅の空家については、今後、順次、公募することとしており各地域において、離職に伴い住宅に困窮される方が多数に上る場合には、老朽化して募集を停止している道営住宅を修繕したうえで、一時的に活用することについて検討を進めることとしております。(建設部)

- 職員住宅については、離職に伴い住まいに困窮される方々の状況に応じ、活用を検討して参りたい。(総務部)
- 廃止決定された雇用促進住宅の活用については、国において、昨年12月26日、雇用失業情勢を踏まえた緊急の対応として、既に廃止決定を行った住宅も活用することとしたところです。(経済部)

**(5) 離転職者のための職業教育・能力開発の機会を拡充するため、雇用能力開発機構、道立高等技術専門学院、認定職業訓練校、専修学校や各種学校などとの連携を強め、全道的に一体感のある職業訓練・能力開発体制を構築すること。**

**【回答】経済部人材育成課**

- 雇用情勢が厳しさを増しており、今後、離転職者の増加が予想されますことから、これらの方々の再就職に当たり、職業能力開発の需要の増加が見込まれております。
- 道におきましては、幅広い教育訓練資源を有する民間教育訓練機関を最大限活用することで、職業訓練の受講機会の確保・拡大をめざすため、平成21年度におきまして、高等技術専門学院が民間に委託して実施する離職者訓練の定員枠の大幅な拡充を検討しております。
- いずれにいたしましても、今後、高等技術専門学院における職業訓練の推進を図りますとともに、国や関係機関との連携を密にし、オール北海道体制で離転職者の方々の再就職の促進を図ってまいります。

**(6) 特定受給資格者の基本手当の所定給付日数を延長するよう、国に働きかけること。**

**【回答】経済部雇用労政課**

- 国では、平成21年度当初予算案において、雇用保険の給付の見直しとして、特に再就職が困難な場合の給付日数の60日分延長の措置を講じると承知しているが、雇用保険制度に関する要請の趣旨については、北海道労働局に伝えてまいりたい。

**【参考】**

○労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告(H21.1.7)

第2 雇用保険制度の見直しの方向

1 セーフティネット機能の強化について

(2)再就職困難者に対する支援の強化

- ・ 雇用失業情勢が悪化する中で、基本手当の支給が終了しても再就職が困難な場合が想定される。特に、雇用失業情勢の影響を考慮すると、倒産、解雇等によって離職者(特定受給資格者)や上記(1)において特定受給資格者と同じ扱いとすべきとした者については、重点的に再就職の援助を行う必要があると考えられる。
- ・ このため、これらの者について、暫定的に、個別に延長して給付が受けられるようにすべきである。
- ・ 具体的には、所定給付日数が短い年齢層や雇用失業情勢の悪い地域等の求職者とし、公共職業安定所長が必要と認めた者とすることが適当である。また、延長日数については、この趣旨が安心して就職活動を行うことができるようにすることであることを鑑み、60日とすることが適当である。

(以下、省略)

**(7) 季節労働者の通年雇用化の促進と冬期間の就労・生活支援策の拡充のため、次の課題を国に求めること。**

- ① 雇用保険の特例一時金を60日分にすること。

**【回答】経済部労働局雇用労政課**

- 特例一時金については、国の雇用保険制度の見直しにおいて、廃止を含む厳しい議論がなされていた状況にあったことから、道としても組織を挙げて制度の存続について働きかけを行った中、制度の存続が図られたところです。
- 道としては、季節労働者の方々の雇用の安定を図るためには、通年雇用化の促進が極めて重要と考えており、今後とも、19年7月に策定した「季節労働者対策に関する取組方針」に基づき、国などとの連携を十分に図りながら、通年雇用化の促進に積極的に取り組んでまいる考えです。

**② 通年雇用促進支援事業について、実施主体である「地域協議会」が主体的な事業を無条件に実施できるよう委託条件の大幅な見直しを行うこと。**

**【回答】経済部労働局雇用労政課**

- 国においては、20年度事業の実施に向けて、道からの制度改正に関する要望や19年度事業の実施状況などを勘案して、地域の積極的な取組を促すため、再委託が可能な割合を3割から5割に引き上げるなどの改正を行い、また、「季節労働者就労実態調査」及び「相談窓口の設置」を事業メニューに追加したところです。
- この事業の実施に当たって、地域において制度の改善に関する様々なご意見があることは承知しており、道としても、21年度事業の実施に向け、地域のご意見も踏まえて、再委託割合に関する規定などについて、先般、国に対して要請を行ったところです。

**③ 自治体における季節労働者対策の冬期事業拡充のために、特別交付税など財政措置を講ずること。**

**【回答】企画振興部地域行政局市町村課**

- 北海道は、積雪寒冷という気象条件から冬期の産業活動に著しい制約を受けており、道内市町村では、季節労働者の冬期間における雇用の場を確保するため、各種の就労対策事業の実施を余儀なくされています。
- 道といたしましては、これまでも毎年度の特別交付税の要望に当たり、「季節労働者の就労対策事業に要する経費」について、国に要望しているところであり、今後とも地域の実情を踏まえ、必要な財政措置を講じるよう国に要望して参りたいと考えております。
- なお、国では今年度、「生活防衛のための緊急対策」として、年末年始等における離職者等の臨時的な雇用・就業機会を創出するための対策など、地方公共団体が緊急・臨時的に実施する離職者等の緊急雇用等のため必要と認められる対策等に要する経費に対し、特別交付税措置を講じることとしております。

**(8) 非自発的理由による離職者からの生活保護の申請受付に際しては、柔軟に対処すること。**

**【回答】保健福祉部福祉局福祉援護課**

- 生活保護に係る「申請権の保障」については、道としてこれまでも会議や監査等を通じて各福祉事務所を指導しているところであり、保護の申請意思が確認された方には、速やかに申請書を交付し申請手続きについての助言を行うよう指導しております。  
引き続き、福祉事務所を指導してまいります。

**(9) 雇用保険の受給要件を満たさない労働者についても一定水準の生活を保障し、職業訓練を受講できるよう生活保障給付制度を創設すること。**

**【回答】経済部人材育成課**

- 国におきましては、雇用情勢の厳しさなどを背景として、訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度の創設及び拡大を検討していますことから、道といたしましては、これら国の動向などを注視し、適切に対応してまいります。

### 3. 北海道の高齢社会を支える雇用の創出

(1) 労働力不足分野への労働移動を促進し、雇用機会の増大をはかるため、教育訓練の機会を拡大して資格や技能取得を支援すること。併せて、訓練期間中の生活保障制度を創設すること。

#### 【回答】経済部人材育成課

- 本道の雇用情勢は、全国と比べ依然厳しい状況にありますことから、人手不足感のある産業などにおいて、職種や職業能力などのミスマッチを解消し、若年者をはじめとする求職者に対する就業促進の取り組みが必要です。
- 道といたしましては、高齢者人口の増加に伴い、今後、介護・福祉分野における労働力の確保は、重要な課題と考え、平成21年度におきまして、関係団体と連携し、介護福祉士の資格取得を行うことができる離職者向け職業訓練の実施を検討しております。
- また、国におきましては、雇用情勢の厳しさなどを背景として、訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度の創設及び拡大を検討していますことから、道といたしましては、これら国の動向などを注視し、適切に対応してまいります。

(2) 団塊世代の定年退職を迎えて、ものづくり産業における技能継承をはかるため、国と道は連携して職業能力開発・職業訓練機関を有効に活用し、企業の教育訓練に対して支援すること。

#### 【回答】経済部労働局人材育成課

- 道内の中小企業事業主団体等では、職業能力開発促進法に基づく知事の認定を受けて、ものづくり産業をはじめとする中小企業の熟練指導員による職業訓練を実施しており、道は国の補助制度を活用して、これらの職業訓練に対し支援しております。
- 平成20年度は、長期課程で30団体384名、短期課程で21団体3,502人の職業訓練に対する支援を予定しており、今後とも、各中小企業事業主等のニーズに応じ、効果的な支援に努めてまいります。

(3) 北海道および市町村が指定・監督を行う介護サービス事業者に対して、働きやすく長期勤務が可能な職場環境と適正な労務管理をはかるよう、賃金体系・退職金制度の整備、法に基づく健康診断の実施、社会・労働保険への加入を促進するよう支援策を講ずること。

#### 【回答】保健福祉部 福祉局指導監査課、福祉局高齢者保健福祉課、福祉局福祉援護課

- 介護サービス事業所等における労働環境については、介護保険法に基づく実地指導などの際に、労働関係法令等に抵触することが明らかになった場合には、関係機関に情報提供するなど、適切な対応に努めているところです。
- また、介護報酬の設定については、厚生労働省において介護従事者の人材確保・処遇改善を計ることや、サービスの質を確保した上で効率的かつ適正なサービスの提供の検証などを基本的な視点として、平成21年度の介護報酬改定率については3.0%とされたところです。
- さらに、いわゆる中山間地域等にある小規模事業所の経営が厳しい状況にあることを踏まえ、厚生労働省は、中山間地域等における小規模事業所の評価等を盛り込んだ介護報酬改定について、社会保障審議会に対し平成20年12月26日に諮問し、同日付けで答申を受けたことから、今後、具体的な内容が示されていくことと承知しています。
- なお、福祉・介護サービス労働者の確保については、今後とも、国の「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、総合的、効果的な事業の執行に努め、福祉・介護サービス分野での就業の促進が図られるよう、取り組んでまいります。

(4) 福祉職場の人材確保や処遇改善のため、地域政策総合補助金のうち「福祉振興・介護基盤整備事業」の対象事業を拡大するとともに、従事者の福利厚生向上・賃金や就業条件の改善のための補助も対象経費とすること。また、道は各市町村に対して、道の補助制度に対応するための市町村の助成制度創設を促すこと。

#### 【回答】保健福祉部福祉局福祉援護課

- 道では、これまで、地域政策総合補助金（福祉振興・介護保険基盤整備事業）のメニュー事業の中に、「高齢者グループホーム運営事業」や「発達支援センター事業」などを設け、福祉職場における職員の配置に必要な人件費等を補助対象経費として助成してきており、引き続き、これらの制度を活用し、適切に対応してまいりたいと考えています。
- また、市町村に対しては、福祉施策の推進を奨励するため、引き続き制度の周知を図ってまいりたいと考えています。

**【参考】**

◆ **高齢者グループホーム運営事業**

少人数で、高齢者等福祉寮などにおいて、互いに生活を共同化、合理化して共同生活を営む高齢者等の居住形態（認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を除く。）に対して、専任の世話人による食事提供や介護等の生活援助支援体制を整備する事業。

◆ **発達支援センター事業**

発達の遅れや障がいのある子どもと家族が、日常的に適切な相談指導や療育を受けることができるよう、市町村が身近な児童デイサービスセンター、市町村単独の療育機関、子育て支援センター等を指定して発達支援センターの機能を整備する事業。

（５）道は第６次看護職員需給見通し（平成18～22年）において、平成18年時点で4,254人の不足（充足率94.6%）が見込まれていたとし、平成22年までに供給数が需要数へ徐々に近づいていくとの見通しを示しているが、地方病院で不足している看護師の確保や「7：1」看護の導入に対応した看護職員の需給見通しを明らかにするとともに、引き続き看護師の養成・確保、就業定着・促進に向けた施策を推進すること。

**【回答】保健福祉部保健医療局医療政策課**

- 1 看護職員の需給見通しについては、これまでも、国の看護職員需給見通しの資料として作成しており、平成23年から5カ年の見通しについても、国から指示があり次第、21年度以降に実態調査や策定作業に入ることとしており、道内の状況や今後の医療の動向も見据えた見通しとして参りたいと考えております。
- 2 また、看護職員の養成・確保や、就業の定着・促進に向けた施策につきましては、現在、
  - ① 各養成施設への運営費補助
  - ② 看護学生等への修学資金の貸付
  - ③ 病院等への院内保育所の運営費補助
  - ④ ナースバンク事業による再就業促進
 などを行っておりますが、今後とも関係団体等と協力しながら、更なる推進策について検討して参りたいと考えております。

（６）道立衛生学院・高等看護学院のあり方の見直しは、地域や道民・関係団体などの意見を尊重するとともに、看護職員の需給動向などを考慮し、さらに充実させる方向で改めて検討すること。

**【回答】保健福祉部保健医療局医療政策課**

- 「衛生学院及び高等看護学院のあり方」につきましては、近年の医療技術者を取り巻く状況の変化や、全道的な養成状況、就業状況等の推移、特に、看護課程については、札幌圏における需要動向などを的確に捉えるとともに、平成18年2月に策定された「民間開放推進計画」の趣旨を踏まえ、民間の養成施設が充足している札幌圏に位置する衛生学院のあり方について見直しをすることとし、昨年11月、北海道議会保健福祉委員会において素案を示したところです。
- 道央圏、特に札幌圏におきましては、看護系大学や民間養成施設の整備が進んでいる状況の中で、看護職員の需要動向や道立施設としての役割などを踏まえて検討を進めてきたところであり、養成課程によっては、その機能を他に移管することにより養成数を確保するなど、看護職員の確保に十分留意することとしているところです。
- また、見直しに当たっては、パブリックコメントにより道民の方々からご意見をいただいたところであり、看護職員確保対策の充実・強化の方策などについて今後とも関係団体等の意見を十分に伺いながら進めて参りたいと考えております。

#### 4. 健全な森林づくりを進める雇用の創出

地域の森林・林業を活性化して地域経済の振興と環境対策を推進するとともに、雇用創出につなげていくため、以下の課題に取り組むこと。

(1) 北海道森林づくり基本計画に基づく施策の展開にあたっては、森林整備や担い手対策推進費を確保すること。とくに森林整備にあたっては、初回間伐等について全額公費負担による特別間伐事業を行うこと。

##### 【回答】水産林務部 森林整備課、林業木材課

- 森林整備予算の確保について、本道の森林は、森林所有者の投資意欲の低下などから、間伐などの手入れの行き届かない森林や、伐採跡地が多く発生しており、人工林資源の適切な管理や森林吸収源対策を着実に進めていくため、森林整備予算の確保が重要な課題となっております。

このため、道としては、国の森林吸収源対策と連携して、公共造林予算（道州制モデル分を含む）を対前年比5%増（執行予算ベース）を確保するとともに、非公共事業についても大幅な増額を要望しています。

- また、道単独事業である「21世紀北の森づくり推進事業」を前年と同額を確保し、森林所有者の負担軽減により、積極的に森林整備を進めることとしています。
- 初回間伐等への全額公費負担については、若齢級間伐については、径級が細く間伐材としての利用価値が低いため、間伐収入が得られにくく、所有者負担を伴うため、間伐がなかなか進まない状況であると認識しています。

このため、平成21年度の国の新規事業で、現場の創意工夫により全額補助が見込める条件不利森林公的整備緊急特別対策事業を積極的に活用する考えです。（森林整備課）

- 道では、減少、高齢化が著しい林業労働者の育成確保を図るため、「森林整備担い手対策基金」の運用益等を活用して、林業労働者の就労の長期化や福利厚生の実施、技術・技能の向上を図る各種研修の実施など、総合的な担い手対策に取り組んできたところです。

《森林整備担い手対策推進費（森林整備担い手対策基金運用益による事業）》

・平成20年度予算額 150,755千円（平成19年度予算額 142,441千円）

- このような中、平成19年度の林業労働実態調査では、依然として高齢者の割合が高いものの、道産材に対する需要の高まりなどを背景に、林業労働者数が17年ぶりに減少から増加に転じたところです。

・林業労働者数：平成17年度 3,785人 → 平成19年度 3,981人  
・60歳以上の割合：平成17年度 37% → 平成19年度 35%(2ポイント減)  
・新規参入者数：平成17年度 214人 → 平成19年度 274人(60人増)

※ 平成19年度の新規参入者のうち、他産業からの参入は、土木・建設業が61人と最多

- 道としては、今後、林業が国土や環境の保全に大きく寄与する魅力ある職場となるよう、引き続き、森林整備担い手対策基金の運用益等を活用し、若者などの新規参入の促進や中堅労働者の定着、さらには多様な森林施業に対応できる林業労働者の育成などに取り組んで参る考えです。

(林業木材課)

(2) 林業に新規参入する若年者が増加傾向を示していることから、長期安定的雇用と地域で生活できる収入が確保されるよう、「緑の雇用担い手対策事業」においては次の課題を推進すること。

- ① 造林から製材加工、特用林産物の活用など、林業・林産業・木材産業を複合的に組み合わせた就労による通年雇用の促進。
- ② 安定的雇用の場を確保するために林業事業者の経営基盤の強化。

##### 【回答】水産林務部林務局林業木材課

- 林業労働者については、39歳以下の若年者の割合が過去10年間で倍増しており、今後、若年労働者の林業への定着を促進していくためには、林業事業者の経営基盤の強化や経営の多角化など

経営の安定に向けた取組が重要であると認識しているところです。

※39歳以下の林業労働者の割合 ⑨12%→⑩24%

- このため、道としては、林業事業体の経営安定対策等として、
  - ・ 林業経営や施業の効率化を図るための施設等の整備、特用林産物生産施設等の整備、木材加工処理施設等の整備に対する助成、
  - ・ 新たな林業部門・木材産業部門の経営開始や林産物の新たな生産・販売の方式の導入等に必要な資金の無利子融資、
  - ・ 木材の生産・流通を担う事業者に対する運転資金の低利融資、
- さらには、林業事業体が森林整備事業量を確保できるよう、小規模、分散的な民有林の所有者に森林施業を提案し、集約化する「提案型集約化施業」などを促進し、林業労働者を安定的に雇用できる事業体の育成に取り組んでまいりたい考えです。

③ 就労環境の改善やコスト削減のため、高性能機械の導入など効率的な施業方法の開発および技能訓練の促進。

**【回答】水産林務部林務局林業木材課**

- 高性能林業機械の導入等により、森林施業の効率化、低コスト化を進めることは、森林所有者の森林整備意欲の向上はもとより、林業労働者の就労環境の改善を図るうえで重要と認識しているところです。
- このため、道では、高性能林業機械の導入を支援するとともに、こうした機械を活用した低コストで効率的な作業システムの実証や、林業労働者に対する高性能林業機械の操作の研修などに取り組んでいるところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいりたい考えです。

④ 伐期を迎えている道産材の加工販売を促進するため、流通販路拡大に対する支援、公共施設や一般住宅建築への利用を促進する税の減免措置や補助金制度等の支援策の拡充。

**【回答】水産林務部林務局林業木材課**

- 道では、北海道の林業・木材産業の活性化を図るため、高付加価値製品の加工・流通体制の構築に向けて、新たな市場開拓等に対する支援を行っています。
  - ＜林業再生モデル事業(H19～21):高付加価値製品の加工・流通体制の構築＞
    - ・ 地域の実態を踏まえた高付加価値製品の生産に向けたモデル案の作成
    - ・ 市場ニーズを把握するための大消費地を対象としたマーケット調査
    - ・ 製品の試験納入、品質と価格に関するモニター調査
- また、木材産業の商品開発能力の向上及び新たな需要の創出を図るため、針葉樹人工林材を利用した住宅分野における内装材などの新商品の開発やPR活動に対する支援を行っています。
  - ＜売れる商品づくりステップアップ事業(H18～21)＞
    - ・ 針葉樹人工林材による内装材等商品の開発に係る企画検討
    - ・ 住宅分野における新商品の開発
    - ・ 開発商品の普及PR活動
- さらには、道産木材を積極的に有効利用することは、森林整備の推進や林業・木材産業の活性化などにつながることから、道産木材の需要拡大に取り組んでいます。
  - ＜道民との協働による「地材地消」推進事業(H19～21)＞
    - ・ マスメディアを通じて「地材地消」の理念等を広く消費者に向けてPR
    - ・ 民間企業等を対象とした「地材地消」に関するセミナーの開催
    - ・ 「地材地消」の実践に関するコンクールや木製品モニター調査等への支援
    - ・ 「北の木の家」建築推進業者の認証・普及PR活動に対する支援
    - ・ 金融業者へ住宅ローンの金利優遇等を働きかけ
- 引き続き、伐期を迎えている道産材の加工販売を促進するため、道産木材・木製品の利用の促進や、付加価値を向上する木材産業の競争力強化に向けて取り組んでまいりたい。

(3) 林地残材や未利用間伐材など木質バイオマスエネルギーの活用を促進するため、技術開発を支援するとともに、事業化を積極支援し地域資源の有効活用と雇用の創出をはかること。

### 【回答】水産林務部林務局林業木材課

- 道では、林地残材等の未利用木質バイオマスをペレットに加工するなどして、地域のエネルギーとして活用していくことは、森林の整備や地域産業の振興、さらには、石油などの化石燃料の代替エネルギーとして地球温暖化防止のためにも重要と認識しています。
- エネルギー利用されている木質バイオマスのほとんどは、製材工場の残材や建設発生木材であり、林地残材は林地に散在し、収集・運搬等のコストが高むことから、利用が進んでいない状況です。
- このことから、道では平成20年度から、林地残材の収集・運搬コストの低減を図るため、伐採現場における効率的な林地残材集荷システムの検討・実証事業を行っているところであり、今後、本事業による成果を普及し、林地残材のバイオマス利用の拡大を図っていく考えです。
- また、市町村等が木質バイオマスエネルギー導入の事業化を進めるにあたり、原材料の確保や需要動向について調査・検討する取組に対して支援しているところです。

[参考]

#### ■木質バイオマス資源活用促進事業

- ・事業化に向けた検討への支援(H13～)
- ・木質ペレット生産業者等のネットワーク化への支援(H19～)
- ・林地残材の効率的な集荷システムの検討・実証(H20～)

## 5. 安全・安心な環境をつくる雇用の創出

(1) 安心・安全な食料の生産・供給を通じて、北海道の農業・水産業と食品関連産業を振興し、地域経済の活性化と雇用の拡大をはかること。

### 【回答】農政部農政課、水産林務部総務課、経済部商工局産業振興課

- 本道の農業・農村は、安全・安心で良質な食料の安定的な生産・供給をはじめ、国土や環境保全、美しい景観の形成など多面的な機能を通じ、道民の健全な暮らしを支えるとともに、食品加工や観光など幅広い産業と結び付き、地域の基幹産業として重要な役割を果たしています。
- 北海道としては、平成18年3月に策定した、北海道農業・農村振興推進計画に基づき、多様な「担い手」が生き活きと活躍する農業・農村の実現に向けて、地域の個性と資源を活かした農産加工や直売、ファームインなどの取組に向けた環境づくりを進めるなど、個性ある地域資源を活かしたアグリビジネスの取組を推進するとともに、関係団体等との連携の下、農業生産法人の求人情報の提供や就業希望者に対する相談、セミナー等の開催などを通じ、農村における雇用機会の拡大について、総合的・計画的に施策を推進してきたところです。
- 今後とも、上記計画に基づき、農業と食品産業などの関連産業との連携を強化し、地域の特色ある農産物の付加価値向上や地域ブランドの開発、販路拡大に向けた取組などを積極的に推進し、地域経済の活性化と雇用の場の創出に、より一層努めてまいりたい。(農政部農政課)
- 北海道は、我が国最大の水産物供給基地として、将来にわたって国の水産物自給率向上への貢献が大きく期待されており、また、水産業は、沿岸地域を支える基幹産業として、北海道の発展に重要な役割を果たしています。
- しかし、近年、水揚げの低迷や燃油価格の高騰など漁業経営は厳しい状況にあり、漁業者の減少・高齢化、漁船の老朽化が進み、漁業生産体制の脆弱化も進んでいることから、水産業の振興を図るためには、安定した水産資源の確保に加え、水産物の消費・流通体制をしっかりと整えその安全性や優れた品質をより高めていくとともに、担い手の育成や効率的な漁業生産体制の構築が重要となっています。
- 道ではこうした考え方に立って、平成20年3月に第2期の「北海道水産業・漁村振興推進計画」を策定し、適切な資源管理や栽培漁業の積極的な取組により水産資源の増大に努めるとともに、鮮度や品質管理の徹底などによる道産水産物の国内外における市場競争力の強化や、食育や地産地消を基本とした愛食運動の展開などによる消費や販路の拡大、さらには漁業経営体の育成・確保などの取組を進めることとしております。

- 道内各地では、既に地域水産物のブランド化の取組が進められておりこれらの取組は、徐々に消費者に浸透してきておりますが、さらに、水産系機能食品などの生産施設の整備や新技術の開発も全道各地で展開され、道内水産業の振興にも大変意義のあるものと考えておりますので、水産を核とした各地域でのこうした取組が、一步一步着実に進められていくことにより、地域経済の活性化と雇用の拡大が図られるものと期待しております。(水産林務部総務課)
- 本道の豊かな農水産資源を活用した食品工業は、道内の製造品出荷額等の約4割近くを占め、地域の経済や雇用を支える重要な産業となっております。
- このような食品工業を振興するため、道では、平成20年度において、北海道産業振興条例に基づき、特に国内外の市場開拓を目指す食品工業の中小企業者等の製品開発支援などに特別枠を設けたほか、道内食品工業のより一層の高付加価値化を図るため、地域の資源や優れた技術などを活かした、消費者に信頼される安全・安心な食品づくりを基本とした付加価値の高い食品づくりを推進しています。
- また、食品企業の「技術力」「市場開拓力」「生産管理能力」の向上を図るため、食品加工研究センターの技術を活用した企業群の創出、消費者ニーズを見据えた商品開発の前提となる安全・安心プロモーション活動、製造コストの低減を図るための生産管理システムの導入促進などにも取り組んでいます。
- 平成21年度においても、引き続き、多様化する消費者ニーズに的確に対応した、付加価値の高い食品づくりを進めるなど、食品工業のより一層の振興に取り組んでまいります。(経済部商工局産業振興課)

**(2) 道立試験研究機関や普及改良事業を効果的に活用し、農業や水産業における生産基盤の強化や新たな生産技術の導入促進はかるとともに、円滑な新規就業が可能となるよう技術指導や経営支援を行うこと。**

**【回答】農政部技術普及課・農業経営課、水産林務部水産振興課**

- 農業改良普及センターでは、地域の課題を踏まえ、道立農業試験場等が開発した新品種や新技術を取り込んだ新たな技術体系の確立や、関係機関と連携して農外からの新規参入希望者や農業生産法人の従業員に対する技術指導など、安全で安心な農畜産物の生産基盤の強化や効率的かつ安定的な経営体の育成・確保、さらには、新規就農の推進に取り組んでいます。  
また、(社)北海道農業担い手育成センターでは、農外からの新規就農希望者に対し、就農相談や農家研修に係る情報の提供等を行っているところであり、さらに、経営開始に必要な初年度経費の負担軽減のため、無利子の就農支援資金の貸付を実施しています。  
今後とも、こうした取組を通じて円滑な就農が図られるよう支援して参ります。
- 試験研究機関の役割や普及改良事業の活動目的を踏まえ、要望の趣旨に沿った方向への展開に向けて、関係者の理解と協力を得ながら、今後とも取り組んでまいりたいと考えています。(水産林務部水産振興課)

**(3) 雪氷やヒートポンプなどの未利用自然エネルギー、未利用資源の飼料や肥料への活用をすすめ、省資源・省エネルギー・低コストを実現する自然循環型農業をいっそう推進すること。**

**【回答】農政部食品政策課、畜産振興課**

- 北海道の恵まれた自然環境などの優位性を活かしつつ、消費者ニーズに応えた安全・安心な農畜産物を生産するためには、生産活動に伴う環境への負荷をできる限り低減させるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させながら、環境と調和した農業生産に取り組むことが重要となっております。  
また、肥料や飼料など生産資材価格高騰への対応を踏まえ、未利用資源の有効活用やコスト低減の取組などが求められています。
- 道では、今後も、健全な土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業や、基本的にそれらを使用しない有機農業など環境調和型農業の推進して参ります。

また、未利用資源の飼料化については、これまでのビートパルプやビール粕に加え、デンプン粕や野菜加工残さなどを利用する動きもあるため、これらの飼料としての安全性を十分確保した上で、生産から流通までの各段階で発生する未利用資源の有効活用を促進して参りたい。

**【参考:道の取組】**

- ・平成 18 年3月に策定した「北海道クリーン農業・有機農業推進プラン」に基づき、クリーン農業や有機農業技術の開発・普及をはじめ、「北のクリーン農産物(YES!clean)表示制度」など道独自の取組を推進。
- ・19 年度に創設された国の「農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)」なども活用した、クリーン農業や有機農業などの環境調和型農業の推進。
- ・平成 20 年3月には、有機農業推進法(18 年 12 月制定)に基づき「北海道有機農業推進計画」を策定し、地域における未利用資源の有効活用の促進などによる、北海道らしい資源循環型の有機農業の普及・定着。
- ・平成 20 年 5 月に、飼料自給率向上に向けた検討会議を設置し、この中で、未利用資源の利用拡大など新たな飼料の確保に向けた方策の検討を開始。

(4)「緑の雇用創出(グリーンニューディール)」を各自治体における雇用政策に位置づけ、積極的に展開すること。

**【回答】環境生活部環境局環境政策課**

- 国では、環境省が、環境対策を通じて景気回復・雇用創出と地球温暖化など環境問題の解決を同時に実現するべく、「緑の経済と社会の変革(日本版グリーン・ニューディール)」の作成を本年 1 月 6 日に提案し、環境ビジネスへの投資を促進等による市場規模、雇用者数の拡大等を図るため、現在具体案を検討中と聞いているところ。
- 道においては、平成 20 年 3 月に策定した北海道環境基本計画[第 2 次計画]において、リサイクル関連産業をはじめとする環境関連ビジネスの創出・育成を図ることとしており、企業等が行う産業廃棄物の排出抑制やリサイクルのための設備整備や研究開発などを支援するとともに、事業者を始めとする様々な関係者との連携や、リサイクル製品の利用拡大を図るなど、今後とも、環境関連ビジネスの振興に努めてまいりたい。

(5) 学校や病院、公共施設などの耐震補強工事の促進。

**【回答】**

(6) 太陽光発電設備など新エネルギーの導入促進。

**【回答】**

以 上

## 緊急雇用調査に基づき追加して求める課題

### 1. 雇用の維持・安定

- 解雇回避努力義務の徹底
- 契約期間の中途解約の禁止と保障
- 優先再雇用協定の締結
- 退職慰労金の支給
- 解雇者に対する住まいの保障
- 雇用保険除外者への解雇手当の支給
- 大量雇用変動のハローワークへの報告と再就職援助計画策定の義務化

### 2. 教育・雇用・社会保障の連携による離職者(失業者)支援

- 雇用保険被保険者の適用要件の緩和
- 雇用保険受給資格者の要件の緩和
- ふるさと雇用再生特別交付金並びに緊急雇用創出事業の事業内容の見直し、拡大
  - ①自治体の直接雇用 ②建設、土木事業の対象化
  - ③長期教育訓練事業の対象化 ④市町村に対する交付金の直接交付
- 生活保護制度の適用

### 3. 信金、信組など地域金融機関の経営基盤強化による円滑な資金調達・仲介機能の確保、地域経済への役割発揮

### 4. 本道の長期的発展を目指す、強力な雇用創出事業の展開

- 学校、病院、公共施設の耐震補強工事の実施
- 太陽光など新エネルギーの導入促進
- 医療、介護、福祉分野の人材養成と雇用の確立
- 除間伐事業を中心とした森林整備と木質バイオマス活用による雇用創出
- 新規就農、就漁者の人材育成と就業教育訓練

### 5. 労働者派遣法の抜本改正

- 直接雇用の原則規定
- 専門業務以外禁止、報酬規定の新設
- 登録型、日雇派遣禁止
- 派遣元、派遣先の連帯責任

### 6. 休日、及び時間外労働の規制強化と割増率の引き上げ、及び有給休暇完全取得による雇用の分かちあい。

### 7. 年金支給開始年齢繰り下げ一時停止による雇用の分かちあい。

以 上